

(別紙)

## 七ヶ宿町ふるさと体験交流館指定管理者募集要項

### 1. 施設の概要

- (1) 施設の名称 ふるさと体験交流館（以下「体験交流館」という。）
- (2) 施設の所在地 宮城県刈田郡七ヶ宿町字町裏81番地
- (3) 施設の概要 別添のとおり

### 2. 申込資格

- (1) 町内に事務所若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - カ 国税及び地方税を滞納していないこと

### 3. 申込期間及び受付時間

- (1) 申込期間  
令和5年1月13日（金）から同年2月10日（金）まで
- (2) 受付時間  
土日を除く、午前8時30分から午後5時まで

### 4. 申込書類

- (1) 申込書（様式第1号）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2 (1)	法人	・ 法人登記簿の謄本 ・ 団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
2 (2)ア及びイ	法人	・ 不要

2 (2) ウ及びエ		・該当しない旨の申立書（様式第2号）
2 (2) カ	国税及び地方	納税義務がある場合
	税	納税義務がない場合
		・納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されてもの）
		・その旨を記載した申立書（様式第2号）

- (3) 管理業務の計画書（任意様式）
- (4) 管理に係る収支計画書（任意様式）
- (5) 法人の経営状況を説明する書類
  - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
  - ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体）
- (6) 法人の活動内容等を記載した書類
  - ・事業報告書（作成している場合のみ）
  - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

## 5. 選定基準

- (1) 条例の設置目的を尊重し、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

## 6. 管理の基準

体験交流館を利用する者（以下「利用者」という。）の利便及び遊興に供するため、次の管理基準を定める。

- (1) 業務について
  - ア 体験交流館の管理運營業務
  - イ 交流人口の拡大及び地域活性化の推進業務
  - ウ 交流人口の拡大及び地域活性化のための飲食及び宿泊業務
  - エ 農林業等の体験を通して都市農村交流を促進するための業務
  - オ その他、町長が利用者の利便に供するため必要と認めた事業
- (2) 営業期間について

原則として通年営業とし、24時間営業を可とする。詳細については、指定管理者と町長が協議して定めるものとする。
- (3) 利用料金について

#### ア 利用料金制度の採用

体験交流館においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。

#### イ 利用料金の額

利用料金の額は、指定管理者が定めて町長の承認を得て決定する。

#### (4) 施設管理に伴う人員の確保及び資格について

ア 体験交流館全般を管理する管理責任者を定めること。

イ 施設の管理に必要となる防火管理者等の有資格者を配置すること。

ウ 施設運営に必要となる食品衛生管理者等の有資格者を配置すること。

エ 営業に必要となる旅館業法及び食品衛生法に該当する許可等を取得し、施設運営を行うこと。

オ 申込時点で前記イからエまでに掲げる資格保有者がいない場合は、資格を取得すること。

カ 従業員配置にあたっては、できる限り町内採用と町内定住に配慮すること。

#### (5) 年度終了後に事業報告書を提出すること。

#### (6) その他

(1)から(5)以外については、町長と指定管理者が協議して決定する。

### 7. 管理業務

(1) 体験交流館を利用する者が安全に利用できるようにするための施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故、事件の予防等が図られるよう施設の維持及び管理を行うこと。

(2) 施設の使用、管理上の瑕疵によって生じた損害賠償については、指定管理者の責任となる。

### 8. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、町長は取り消し又は停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に損害が生じても賠償はしない。

### 9. 添付資料

(1) 施設の概要（別紙1）

(2) 施設の配置図（別紙2）

### 10. その他

(1) 申込みの撤回、申込書類の修正（軽微な修正を除く。）はできない。

ただし、本町より書類の追加提出を求める場合がある。

(2) 提出書類の内容について聴き取り調査を行う場合がある。その際は詳細は別途連絡する。

(3) 申込に必要な費用は申込者の負担とする。

(4) 提出された書類等については返却しない。

(5) 申込書類及び選定結果については、公表する場合がある。

## 11. 申込書類の提出先

七ヶ宿町役場ふるさと振興課 商工観光係  
〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿町関126  
電話 0224(37)2177

(別紙1)

## 七ヶ宿ふるさと体験交流館の概要

- ◇施設所在地 七ヶ宿町字町裏81番地
- ◇施設の内容 宿泊型交流施設 2,093,91 m<sup>2</sup>
- (内訳) ① 宿泊施設 1棟 1,578,91 m<sup>2</sup>
- ② 体育館 1棟 515,00 m<sup>2</sup>
- ③ 機械設備一式
- ④ 電気設備一式
- ⑤ 昇降機設備一式

(別紙2)

## 七ヶ宿ふるさと体験交流館の配置図

- ◇配置図 別紙のとおり
- ◇平面図 別紙のとおり
- ◇立面図 別紙のとおり